

市町村名	事業名等	対象者・内容等
伊仙町	児童手当制度	<p>★ 児童手当は、15歳まで(中学校修了の3月31日まで)の児童を養育する方に、時代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するために支給される手当です。(施設入所等児童を除く)</p> <p>支給額 3歳未満 一律15,000円 3歳以上小学校終了前 10,000円(第3子以降は15,000円) 中学生 一律10,000円 所得制限のあったもの 一律5,000円</p> <p>※児童手当では、満18歳までを児童としてカウントしています ※「第3子以降」とは、高校卒業まで養育している児童のうち、3番目以降をいいます。 児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、出生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当てを受けられなくなりますので、ご注意ください。</p>
伊仙町	子育て支援金	<p>★ 伊仙町では、出産児を祝福するとともに次代を担う子どもの健やかな成長を願い、また、少子化対策として子育て支援金を支給しています。</p> <p>第1子 5万円 第2子 10万円 第3子以降 15万円</p> <p>【支給の要件】 住民基本台帳の規定により、伊仙町の住民行に記載されていること。支給対象者、居住期間、申請期間、支給額は以下のとおりとする。</p> <p>(1)支給対象者は出産児の筆頭者とする。 (2)居住期間は出産児の筆頭者が出産前1年以上本町に居住し、定住することが見込まれるもの。 (3)支給額は対象児の筆頭者の第1子は5万円、第2子は10万円、第3子以降は15万円とする。 (4)申請期間は出産日から一年以内とする。</p>
伊仙町	乳幼児医療費助成	<p>★ 6歳未満の乳幼児が医療機関で受診した場合、その医療費の一部を助成します。</p> <p>【対象年齢】 ・医科・歯科診療とも就学前まで(6歳に達する日以降の最初の3月31日まで)</p> <p>【給付内容】 ・1か月にかかった治療費が入院、通院を合わせて3千円を超えた額を助成します。(ただし、この場合の一か月とは1日～31日換算とする。)なお、町民税非課税世帯の場合は全額を助成します。</p>
伊仙町	ふるさと留学生制度	<p>★ 1. あなたのお子さん・お孫さん(甥・姪を含む)を、ふるさと伊仙町の豊かな自然環境の中で就園・就学させませんか。 伊仙町内に祖父母や親類(3親等以内)の家から保育園・幼稚園・小中高等学校に通わせ、自然環境の中で学び、地域に根ざした体験活動等とおして心豊かな郷土愛の育成を図るため、伊仙町ふるさと留学(以下「ふるさと留学」という。)を実施します。</p> <p>2. 「ふるさと留学」は、伊仙町以外に住所を有する幼児・児童生徒(以下「留学生」という。)が伊仙町内に居住し、居住地区区の保育園・幼稚園・小中学校又は、島内の高校に就園・就学することになります。</p> <p>3. ふるさと留学は、原則として6か月以上の期間とします。</p> <p>4. ふるさと留学に受け入れる留学生の対象は、伊仙町内に、祖父母または、親類(3親等以内)が在住する者とします。</p> <p>5. 留学生の留学方式として、祖父母または親類の家で生活し、保育園・幼稚園・小中学校・高校に就園・就学することになります。</p> <p>6. このふるさと留学で、平成27年度に限り島内からの留学生に20万円、島外からの留学生に30万円を支度金として保護者に補助します。但し、留学を6か月未満で中止した場合、保護者は全額返納することになります。</p> <p>7. ふるさと留学を希望される方は、下記の事項を行ってください。 ① 留学生の伊仙町への住民登録 ② 留学生の転校の手続き。 ③ 保護者と留学受け入れ先との同意確認。 8. 留学中の事故やトラブルについては、保護者と留学受け入れ先とで対応することになります。</p>
伊仙町	幼稚園預かり保育	<p>★ 幼稚園の終了時間が来ても、預かり時間を延長できる制度(時間には規定があります) 伊仙町内の幼稚園に入園している場合等</p>